

取扱区分:「公開」

第 11 回周南市景観審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和 8 年 1 月 29 日 (木) 10 時 00 分～
周南市役所 5 階 委員会室 2

第 11 回周南市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 1 月 29 日（木） 10 時 00 分～
- 2 開催場所 周南市役所 5 階 委員会室 2
- 3 出席委員 中川明子委員 ・ 坂根ひとみ委員 ・ 来島康博委員
山本圭太委員 ・ 渡部弘士委員
- 4 事務局 都市整備部 行富部長 ・ 河村次長
都市政策課 原田課長 ・ 金子課長補佐 ・ 守田係長
清水主査
- 5 傍聴者 傍聴定員 10 名のうち傍聴者 0 名
- 6 報告事項 第 1 号 景観条例による届出制度の令和 5 年度、令和 6 年度実績報告
- 7 議事 第 1 号 周南市景観計画の改定について
- 8 議事の要旨

開会 10 時

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

委員紹介

会長及び副会長の選出

会長挨拶

(事務局)

それでは、これからの進行は、中川会長にお願いいたします。中川会長、よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。本日は報告事項が 1 件、諮問事項が 1 件となります。

まず、報告事項の 1、景観条例による届出制度の令和 5 年度、令和 6 年度実績報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項第 1 号の景観条例による届出制度の令和 5 年度、令和 6 年度実績報告について説明します。資料 1 全体説明資料をご覧ください。

実績報告の前に、まず、景観条例による届出制度の概要について説明します。当該届出制度は、周南市の良好な景観のために、建築物の建築等を行う際に、各地区の景観形成基準に沿っているか事前に届出を行っていただくという、景観法に基づく制度となっております。

本市の届出が必要な範囲は市全域としております。「徳山駅周辺の都心軸」と「鹿野周辺の鹿野地区」の 2 つのエリアについては、景観まちづくりのモデル地区として、魅力的な景観の保全、形成を重点的に取り組むエリアとして、「景観形成重点地区」に指定しており、その他の地区よりも特徴のある景観誘導するための景観形成基準を定めています。

届出が必要な行為について説明します。対象となる「①行為の種類」としては、建築物の建築、工作物の建設、開発行為等があり、「②行為の規模」で示すとおり、一定以上の規模の場合に届出対象となります。工作物の建設や開発行為は、「大規模な行為」のみが届出対象となりますが、建築物の建築についてのみ、「大規模な行為以外」の一般住宅等も届出対象となっていることが特徴となります。

届出の景観形成基準について説明します。一例として建築物に関する景観形成基準を示します。2 つの景観形成重点地区と景観形成重点地区以外の地域それぞれに、色彩や高さ等の

基準を定めています。以上が景観条例による届出制度に関する概要です。

それでは、令和5年度と令和6年度の景観届出の実績について報告します。資料2景観届出実績報告をご覧ください。

年間届出件数は、令和5年度が503件、令和6年度が509件となっています。行為種類別件数の内訳は、令和5年度が、建築物の建築等が481件、工作物の建設等、開発行為等が22件、令和6年度が、建築物の建築等が481件、工作物の建設等、開発行為等で28件です。

地区別件数は、令和5年度が、「都心軸地区」が21件、「鹿野地区」が0件、重点地区以外が482件、令和6年度が、「都心軸地区」が23件、「鹿野地区」が2件、重点地区以外が484件です。また、大規模な建築物の建築等を行う「事前協議」は、届出及び通知を併せて令和5年度が42件、令和6年度が36件となっています。

国の機関や県、市などの地方公共団体が届出を要する行為を行う際に提出する「通知」については、令和5年度が6件、令和6年度が7件です。

景観届出の未届出率につきましては、建築確認申請の提出件数との比較により算出しています。平成31年度は建築物と工作物を合わせた建築確認申請の申請件数586件に対し、74件の約13%が未提出となっていました。しかし、令和2年度から建築確認申請の担当課と協力し、建築確認申請提出時に届出が必要な旨の周知を図ってきたこともあり、令和2年度以降の未届出率はおおよそ5%程度と減少傾向で推移しています。直近2年の令和5年度は5.3%、令和6年度は4.7%となっており、また、提出された届出内容について、助言や指導が必要な届出も無かったことから、市民や建築関係の事業者等への景観に対する意識の醸成が進んでいると考えています。

以上で報告事項第1号、景観条例による届出制度の令和5年度、令和6年度実績報告を終わります。

(会長)

ただ今の説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

景観の届出実績が、令和3年度に対して令和5年度、令和6年度が、約170件減っているのは、やはり新築の着工件数が減っているからということでしょうか。内訳等が分かれば教えてください。

(事務局)

令和2年度、令和3年度の届出が一時的に大きく増えている内容としては、大半が新築によるものとなっており、こちらについては、複数の要因が重なって増加していたのではない

かと考えています。1つは説明したとおり、令和2年度からの周知活動による増加分が考えられますが、別の要因としては、コロナ禍における住宅需要の増加に加え、グリーン住宅ポイント制度等の期限付き住宅支援制度の活用が重なり、一時的に新築住宅の件数そのものが増加したためと推定されます。特に令和3年度は、グリーン住宅ポイント制度を含む複数の支援制度の期限の最終年度だったこともあり、一時的に増加したのではないかと考えています。

(委員)

行為の種類に「木竹の伐採」がありますが、届出を出されているのは大手の事業者になりますか。

(事務局)

木竹の伐採については、3,000m²以上の大規模な行為が届出対象となり、電力会社が鉄塔を建てるために、大規模に木等を伐採されるようなものが対象となっています。

(委員)

私が届出する時に建築や工作物は気にしていた一方で、木竹の伐採についてあまり認識がなかったのですが、庭の木の剪定のような小規模な行為は対象外で、大規模な行為のみ届出対象ということで、理解しました。

(会長)

届出の未届出率について、徐々に減ってきていることは喜ばしいことだと思う一方で、未届出になってしまっている理由について、もし把握していれば教えてください。

(事務局)

推測とはなりますが、例えば建築確認申請時での周知については、建築確認申請が市で審査ものと、民間で審査するものがあります。民間で審査するものについても、都市計画情報の確認などで、市への確認があるようなので、そのタイミングで周知をしていますが、必須の確認ではないので、周知の機会が無いものもわずかにあると聞いています。

(会長)

他に無いようでしたら、本審議会では景観条例による届出制度の令和5年度、令和6年度実績報告について報告を受けたことといたします。

では次に、諮問事項の1、周南市景観計画の改定について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議事第1号、周南市景観計画の改定について説明します。引き続き、資料1全体説明資料をお願いします。

周南市景観計画は、「周南市の美しい景観を守り、育て、将来世代へ引き継ぐための基本計画」であり、平成23年6月に策定しております。

主な内容としては、市民意見等を基にした周南市の景観の良い点や課題の整理、景観形成の「基本方針」の提示、景観届出制度等の建築等の「行為の制限」の規定、協働による「景観まちづくりの推進施策」の展開などについて整理しています。景観計画の基本構成は、序章から第5章までで構成されており、先ほど説明した主な内容について、章ごとに記載しています。

景観計画改定の背景と目的としては、周南市景観計画は、平成23年度に策定し、景観行政を推進してきて10年以上が経過していることから、景観施策の一部が実施済みなことや、関連計画の改定、景観を取り巻く社会情勢の変化などについて、計画内容と現状に相違がある部分があり、見直しが必要となっています。以上より、近年の景観を取り巻く社会情勢の変化をふまえて、内容の時点修正等を目的とした景観計画の一部改定を実施します。なお、改定の際には、景観計画と関連する景観形成ガイドライン等も併せて改定を予定しております。

今回の改定における主な変更点について説明します。今回の改定での主な変更点は大きく3つあります。

まず1つ目は、「景観届出範囲の変更」についてです。こちらは景観計画の第3章、行為の制限に関する内容です。先ほど実績報告で説明した景観届出と関連しますが、現状市全域が届出対象となっている大規模以外の建築物で、以降「一般建築物」と呼びますが、一般建築物について、届出対象エリアの変更を予定しています。

2つ目は「景観重要公共施設の指定」についてです。こちら第3章の行為の制限に関する内容となります。こちらについては、景観上重要かつ整備が完了している徳山駅前広場の北口と南口を景観重要公共施設に指定するものです。

3つ目は「社会情勢の変化による景観課題の確認・追加と全体の時点修正」についてです。社会情勢の変化による景観課題については、第1章、第2章、第4章に関連して改定し、時点修正については、関連計画や推進施策等の、策定時から変化があった内容について全章で改定を行います。

それでは、1つ目の「景観届出範囲の変更」について説明します。

建築物の建築の届出が必要な規模については、大規模な行為と大規模な行為以外の行為となっており、全ての規模での届出が必要となっています。今回の改定では、大規模な行為以外の行為である「一般建築物」について、届出範囲の変更を予定しております。

まず、現在の制度では、市民の皆様の景観に対する意識の醸成を目的の1つとして、一般建築物などの大規模な行為でないものを含む全ての建築物について、市全域で届出をお願い

しています。こちらについては、これまで説明したとおり、10年以上の運用実績から、市民や建築関係の事業者等への景観意識の醸成は十分に進んでいると考えております。また、届出件数が年間500件を超え、申請者・行政双方の負担が大きくなっているという課題もございます。

こうした実績と課題を踏まえ、制度を持続可能なものとするため、変更案のとおり、届出範囲の見直しを提案するものです。具体的には、一般建築物の届出対象エリアを、魅力的な景観の保全・形成を重点的に取り組む「景観形成重点地区」と、立地適正化計画に基づき快適な居住環境を形成すべき「届出重点区域」の2つの区域へ縮小することを考えております。

この2つのエリアは、特に重点的に景観誘導を図るべき重要な区域であるため、変更後も引き続き、一般住宅を含む全ての規模の建築物を届出対象とします。この見直しにより、届出件数は約半分に削減される見込みで、人手不足が進む社会においても持続可能な運用が可能となります。行政としましては、変更により生まれるリソースを景観行政における、別の施策に振り向け、総合的な景観形成を推進していきたいと考えています。

届出範囲の変更後も、引き続き現行と同様、全ての規模の建築物の届出が必要な範囲とする予定の、「景観形成重点地区」と「届出重点区域」について、詳細を説明します。

景観形成重点地区は、繰り返しのため省略しますが、景観形成を重点的に取り組むエリアとして、引き続き、全ての規模の建築物の景観誘導をすすめることとします。

届出重点区域は、周南市立地適正化計画の居住促進区域に基づき設定しています。周南市立地適正化計画とは、人口減少社会を見据え、医療や商業施設、住まいを一定の範囲に集約し、人口密度を維持することにより、持続可能なまちを目指す計画であり、その中で「居住促進区域」は、快適な居住環境の確保等により居住を促進していくエリアとして設定されています。届出重点区域の考え方としては、立地適正化計画に基づき、良好な景観により魅力のある快適な居住環境を形成するため、引き続き、一般建築物を含めた景観誘導を進めることとし、全ての規模の建築物を届出対象とします。エリアとしては、西側の「新南陽、夜市、戸田エリア」、中央の「徳山エリア」、東側の「大河内、勝間、高水エリア」となります。

届出重点区域の徳山エリアは、徳山駅や櫛ヶ浜駅周辺から国道2号の北側周辺までのエリアで、公共交通の利便性が高く、生活サービス施設の立地の良さや、災害リスクが比較的低い地域で、快適な居住環境を形成すべき重要なエリアとして設定しています。新南陽、夜市、戸田エリアの範囲は、新南陽駅や福川駅から国道2号までの周辺や、戸田駅周辺の夜市地区や戸田地区の国道2号周辺となっています。大河内、勝間、高水エリアの範囲は、幸ヶ丘や勝間駅、勝間小学校、高水駅や熊毛総合支所周辺となっています。

ここからは、届出範囲の変更の景観計画本編における改定内容を説明します。

資料3-2の55ページの「行為の制限及びその他の事項」について定めている第3章、「良好な景観の形成のための行為の制限」、「周南市景観計画における「行為の制限」の考え方」の項目において、今回の届出範囲の変更に関する理由等を追記しております。

続いて、資料 3-2 の 57、58 ページでは、届出対象となる規模・範囲の説明を記載しています。届出対象行為の表では、一般建築物の届出範囲変更に伴って、届出対象となる規模に加えて、対象エリアの項目を追加しています。また、図と併せて、各エリアの定義についての説明を追加し、変更内容が分かるようにしています。

なお、本日欠席の委員からは、「内容については異存ありませんが、居住を促進したいエリアなのに、プラスで届出が必要等の誤解により、面倒だと思われないように、市民への伝え方を工夫することに気をつけていただきたい」というご意見をいただいています。

委員ご指摘の点も踏まえ、今後作成する「届出の手引き」等におきましても、なぜこれらのエリアで届出が必要なのか、その重要性を丁寧に説明するなど、市民や事業者の皆様にご理解いただき、景観意識の醸成が引き続き図られるよう、伝え方を工夫してまいりたいと考えています。以上が、景観届出範囲の変更についての説明となります。

続いて、主な変更点のうちの 2 つ目の「景観重要公共施設の指定」について説明します。

まず景観重要公共施設について説明します。景観重要公共施設の指定は、公共施設と周辺が一体となった良好な景観を形成するための、景観法に基づく制度であり、道路や河川などの景観形成に重要な公共施設が対象となります。景観重要公共施設に指定することで、整備や占用の際の基準を定めることができ、将来に渡って、統一感のある景観形成を推進できるようになります。

周南市で想定される公共施設としては、徳山駅北口駅前広場や、徳山駅南口駅前広場、御幸通、岐山通、徳山港線などがあり、今回の改定では、徳山駅北口駅前広場と徳山駅南口駅前広場を景観重要公共施設に指定し、御幸通などについては、現在、整備の可能性等があることから、将来的な景観重要公共施設の指定候補とする予定です。

今回指定する施設と、将来の候補施設の位置図について説明します。指定対象の 2 つの駅前広場と、将来的な指定候補である御幸通等について示しています。いずれも都心軸地区の景観形成重点地区内に位置しています。

駅前広場の指定理由について説明します。徳山駅北口駅前広場と徳山駅南口駅前広場の指定については、戦災復興時から市の玄関口として歴史を重ね、令和元年に「うるおいのある“ひとのため”の駅前空間」として整備された経緯を踏まえ、この歴史と特徴ある良好な景観を保全していく必要があるためとしております。

また、以上の背景をふまえて、駅前広場に関する方針を、「歴史や市の特徴が感じられ、人が過ごしやすい温もりのある都市景観」と定めております。

続いて、景観重要公共施設の個別基準について説明するので、参考資料の景観重要公共施設景観形成ガイドラインを併せて確認をお願いします。

個別基準とは、景観重要公共施設の整備に関する方針に基づき、各施設の整備に関する事項及び占用の許可の基準となるものです。駅前広場については、歩道や街路の素材の統一、街路樹の緑のネットワークの維持、照明施設等の色彩の統一などについて、基準を定めてお

ります。なお、個別基準の内容については、過去の審議会でご確認いただいた内容を基に作成しております。

ここからは、景観重要公共施設の指定に関する変更点の、計画本編における改定内容を説明します。資料 3-2 の 70、71 ページの第 3 章「行為の制限及びその他の事項」、「5. 景観重要公共施設の整備に関する事項」において、対象施設、指定理由、個別基準の概要を記載し、より詳細な基準については、別途「公共施設景観形成ガイドライン」に記載する旨を明記しています。

資料 3-3 の 87 ページの第 4 章「景観まちづくりの推進」の中の、「3. 推進施策の内容」における、「今後の景観整備に関する方向」の 1 つである「景観重要公共施設の指定」の項目において、今回指定する駅前広場や、今後の指定候補である御幸通などについての現状と今後の方向性について記載しています。なお、本日欠席の委員からは、「内容については良い取組だと思う」というご意見とともに、「徳山駅南口駅前広場は北口広場に比べると寂しい印象があるので、海などの自然の特色を活かして、さらに良い景観となることを期待している」というご意見をいただいていますので、徳山駅南口駅前広場が持つ、港に近いといったポテンシャルも活かしながら、今後のまちづくりの中でさらに魅力的な景観となるよう、関係各課と連携していきたいと考えています。以上が、景観重要公共施設の指定に関する説明です。

最後に、主な変更点のうち 3 つ目の、「社会情勢の変化による景観課題の確認・追加」と、「関連計画や推進施策の実施状況などの時点修正」について説明します。

まず、社会情勢の変化による景観課題の確認・追加について説明します。新たな景観課題についての景観計画における改定内容としては、3 箇所の追加を予定しています。

第 1 章と第 2 章では、社会情勢の変化による景観課題を新たな課題として認識し、対応を検討する旨を追記しています。4 章では、新たな景観課題に関連して、太陽光発電施設に関する対応について追加しています。

資料 3-1 の 15 ページの「周南市の景観形成の現状と課題」について記載している第 1 章「3. 景観形成の現状と課題」の項目の中の「景観の保全に関する課題」の一つとして、太陽光発電施設のような社会情勢の変化に伴う新たな景観阻害要因への対応の必要性を追記しています。

資料 3-1 の 22 ページの「景観形成の基本方針」について記載している第 2 章「3. 良好な景観の形成に関する方針」の中の、「魅力ある都市的景観や自然的景観の創出、保全」の項目において、社会情勢の変化に伴う新たな景観阻害要因に対し、その影響が最小となるよう対応を検討する。という方針を追記しています。

資料 3-3 の 90、91 ページの第 4 章「景観まちづくりの推進」の「3. 推進施策の内容」の中の「景観の適切な保全に関する方向」の項目における、具体的な対策として、令和 8 年 4 月に施行予定の「周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」と連携しながら、太陽光発電施設の設置動向を把握しつつ、同条例に基づき、必要に応じて助言又は指導を行

う旨を明記しています。この条例は環境政策課において制定しており、当課としても景観の観点から密に連携し、把握等を行っていきます。また、参考として、太陽光発電施設の景観への影響事例や配慮事例に関するコラムを追加しています。以上が、「社会情勢の変化による景観課題の確認・追加」についての説明となります。

ここからは、計画全体の時点修正についてご説明します。

資料 3-1 の 3 ページの序章「景観計画の目的と構成」、「1. 景観計画の目的」、「周南市における景観行政の取組と市民運動などの状況」の項目の「周南市における景観行政の取組」において、計画策定後に進展があった景観行政の取組、例えば景観整備機構の指定などを追記しています。また、4 ページの「計画の目的」では、これまでに説明した今回の改定の目的について追記しています。

資料 3-1 の 5 ページの「周南市景観計画の位置づけ」の図については、立地適正化計画が追加されるなど、現時点での関連計画の状況を反映した図へ更新しています。

ここからは、第 2 章の「地域主体の景観関連の取組」や、第 4 章の「行政の推進施策」に関する記述について説明します。これらは、他課が所管する事業や、市民団体の活動の最新状況を反映させる必要があるため、現在関係各所への確認を進めています。つきましては、その確認結果を反映させたものを次回の審議会において改めてご説明させていただく予定ですので、本日は修正の方向性としてお示しさせていただきます。

第 2 章では、地域での景観関連の取組の現状を反映させる予定です。同じく、現行景観計画の第 4 章では、行政の景観推進施策等を記載していますので、こちらについても、反映したものを次回審議会でご説明させていただく予定です。以上が、全体的な時点修正に関する説明となります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

本日も説明しました変更内容について、委員の皆様にご意見をいただき、その内容と、先ほど申し上げた確認事項の結果を反映させた上で、令和 8 年 3 月予定の次回審議会にて、改定素案について説明したいと考えています。その後素案の内容を確定させた後、令和 8 年度内に、都市計画審議会への意見聴取やパブリックコメントなどの手続きを経て、景観計画改定をする予定で考えています。

以上で、議事第 1 号の「周南市景観計画の改定について」の説明を終了します。

(会長)

内容が多岐にわたっていますが、皆様から質問、指摘等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

景観重要公共施設の指定について、今回対象の徳山駅北口・南口駅前広場のほかに、将来

的な候補として3施設、御幸通、岐山通、徳山港線が挙げられていますが、これらに関する具体的な整備スケジュールはありますか。

(事務局)

景観重要公共施設の指定候補である御幸通、岐山通、徳山港線については、まだ具体的な事業スケジュールは決まっていません。しかし、御幸通と市役所に隣接する市民館跡地については、市から県へリニューアルの要望を出しており、小ホール建設等の事業予定もあるため、これらの進捗に合わせて指定のタイミングを検討したいと考えています。

徳山港線については、美しい桜並木がありますが、現在、老木化による倒木の危険性が指摘されています。こうした安全上の課題も踏まえ、今後の保全方針を関係課と協議し、適切な時期に指定を検討したいと考えています。

(委員)

今の話の続きの意見です。候補である徳山港線の範囲が、徳山小学校の所で途切れていますが、徳山小学校から桜馬場の交差点まで続く桜並木も美しいと思います。現在の指定候補範囲の山口県総合庁舎から文化会館までだけではなく、小学校横の通りも樹木との調和がとれた重要な地区だと考えますが、範囲に加える予定はないのですか。

(事務局)

確かに徳山小学校横も同様に桜並木ですが、街路灯などのデザインが、現在候補地として示している県総合庁舎からの区間とは大きく異なります。統一的な景観のルールを定める上で、景観のテイストが異なるため、現在示している範囲を候補地としています。

(委員)

そうなのですね。よく通りますが、街路灯までは気にしていませんでした。候補の範囲は、景観デザインが統一されている区間ということですね。

(事務局)

はい。街路灯にはデザイン性の高いものと通常のものがあり、また電線地中化も一部区間でのみ実施されています。同じ桜並木であっても、景観整備の状況に差があるため、まずは一体的に整備されている範囲から候補地とした次第です。

(委員)

予算がついたらここも整備がされて、景観重要公共施設の候補に入ることを願います。

(委員)

御幸通が将来的な景観重要公共施設の候補とありますが、具体的にどのような整備計画があるのか教えてください。

(事務局)

御幸通は、県道であることから、リニューアルする場合、事業主体は山口県となりますので、現在、市としては、都心軸の景観デザイン方針として、御幸通と市民館跡地の統一的なデザインの方向性を決めていく事業をスタートさせたところです。その中で、市民団体とも話し合いながら、例えば側道や中央分離帯を見直して歩行者空間を広げるなど、整備の方向性を定めたいと考えています。まだ具体的な計画はありませんが、御幸通は周南市の玄関口として風格ある景観が不可欠ですので、方針が固まりましたら、景観計画へ反映させたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。個人的な意見ですが、御幸通の両側にある高さ 25～30 メートルにもなるヒマラヤスギの並木は、日本全国でも類を見ない壮大な景観です。以前、商工会議所のツリーまつりの際にこの景観について調べたことがあり、現在は幹の部分のみライトアップしていますが、木全体をライトアップすれば、より壮観な景観を創出できるのではないかと考えています。一方で、根による路面の隆起や、県道であることなど、管理上の課題もあると聞いています。このヒマラヤスギ並木は周南市の大きな魅力であり強みですので、景観重要公共施設に指定する際には、その価値を活かす視点も盛り込んでいただくと良いと思います。

(事務局)

ありがとうございます。御幸通の壮大な街路樹、特にヒマラヤスギとイチョウが 4 列に並ぶ景観は大きな特徴だと認識しています。安全性の問題から存続の議論は必要になるかと思いますが、可能な限り現在の姿を残し、100 年先も周南市の顔となる景観として継承できるよう、事業を進めていきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。

(委員)

届出範囲の変更についての、届出重点地区について質問します。景観の届出は、新築時だけでなく、外壁の塗装や模様替えも対象ですが、この点が十分に周知されていないと感じます。塗装業者の中には制度を知らない方がまだいるのが現状です。塗装組合などにパンフレットを配布するなど、周知が必要ではないでしょうか。また、この届出制度は、市民や事業者にとって少しハードルが高いと感じます。先ほど他の委員のご意見にもありましたが、「手

続きが面倒」という印象を持たれがちな気がします。手数料は不要ですが、設計者や施工者の手間は発生します。

特に提出時期は、着工前に提出となっていますが、その時点では外壁の色などが決まっておらず、後から変更届が必要になるケースも少なくありません。これを例えば「外壁工事着工の何日前まで」のように緩和すれば、提出しやすくなるのではないのでしょうか。建築確認申請の時点では、外壁の色まで決まっていない個人設計の物件は多いです。制度を形骸化させないためにも、提出時期に余裕を持たせることを検討してもらえると助かります。

また、色彩基準についても、マンセル値は専門家でなければ理解が困難だと思います。使用できない色の例を挙げるなど、誰にでも分かりやすい簡易なパンフレットを作成すれば、もっと制度が身近になると思います。届出のハードルを下げ、誰もが取り組みやすい制度にしていきたいです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。外壁塗装の届出については、以前、塗装系協会に周知に行ったことがあるのですが、お話を伺った際、届出に必要な図面（平面図など）を用意するハードルが高いとのご意見をいただきました。今後、皆様の負担を軽減できるような届出のあり方について、改めて検討させていただきます。

(委員)

塗装業者の場合、外観写真に日本塗料工業会の色番号を記載するといった簡易的な方法でも良いのではないのでしょうか。専門家が見れば色の規定値からの逸脱は判断できるはずです。写真と色番号の提出であれば、事業者の負担も少ないと思います。

(事務局)

現在の提出書類に代わる代替手段として、どのようなものが可能か、ルールを整理したいと思います。法律で定められた要件もあり、全てを簡略化することは難しいかもしれませんが、柔軟に対応できる部分は見直していければと考えています。また、今年度から届出の電子申請の導入も開始しており、皆様の負担を軽減しながら、届出していただける形を目指してまいりますので、ご理解いただけますと幸いです。

(委員)

新南陽は「届出重点区域」には含まれていますが、「景観形成重点地区」からは外れています。景観重要公共施設の指定は、景観形成重点地区が優先されるのでしょうか。届出重点区域に含まれていても、景観重要公共施設の指定候補の対象にはならないのですか。

(事務局)

「届出重点区域」、「景観形成重点地区」、「景観重要公共施設」の3つの制度は、必ずしも連動していません。制度上、景観形成重点地区ではない場所の公共施設を、景観重要公共施設として指定することは可能です。ご指摘の新南陽地区の駅前広場などは現時点で候補には挙がっていませんが、今後、リニューアルなどのといった状況の変化があれば、改めて候補地として検討することは可能です。

(委員)

それは、先ほどの3つの候補地の指定が終わるまで着手できないのでしょうか。あるいは、同時進行で進めることも可能ですか。

(事務局)

指定については特に順番があるわけではなく、また現在候補としてつけている番号についても事業の実施順を示すものではありません。あくまで景観計画上の景観重要性公共施設の指定候補を示しているという位置づけですので、現在の候補地より先に新南陽地区の公共施設を指定することも制度上は可能です。

(委員)

わかりました。徳山地区の整備が進む一方で、新南陽地区が取り残されているように感じるので、ご配慮いただけると幸いです。

(会長)

私から2点質問します。1点目は、太陽光発電施設についてです。近年、社会問題となるケースが増えており、今回の改定では対策を強化する文言が盛り込まれるようですが、現時点で、市内で問題となっている具体的な箇所があれば、差し支えない範囲で教えてください。

2点目は、計画の見直しサイクルについてです。今回、約15年ぶりの大幅な改定となりますが、策定当初の計画ではPDCAサイクルによる定期的な見直しが盛り込まれていたと記憶しています。今後の改定は、どのくらいの周期で予定しているのでしょうか。

(事務局)

まず、PDCAサイクルについてお答えします。景観計画は、行政計画としては珍しく目標年度を設定していない永続的な計画です。関連する「緑の基本計画」が10年ごとに改定されるため、それらの上位計画等に合わせて見直していくのが理想的だと考えています。また、必要に応じて、その都度、部分的な改定も行っていきたいと考えています。

太陽光発電施設の問題については、現在、市内で近隣住民から強い懸念の声が寄せられて

いるケースはまだありません。しかし、地区計画を定めている熊毛地区の夢ヶ丘団地で、売却が困難な土地に太陽光パネルを設置したいという相談があったり、景観の良い場所に小規模なパネルが設置されてしまった事例は散見されたりします。

今後は、新たに制定される「周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づき届出が行われるようになりますので、設置場所や規模について情報を把握し、景観形成上の意見を述べるなど、所管課と連携しながら関与を行ってまいります。

(会長)

大規模な太陽光パネルが設置されがちなのは、中山間地域かと思います。個人的にも、国道 315 号線沿いや鹿野地区の入口付近で、近年新たに設置されたのを見かけました。こうしたエリアが増えていくと、美しい山並みの景観が損なわれるのではないかと懸念しています。この点についても、うまく誘導できるような仕組みを期待しています。

(委員)

景観について熱心に議論し、整備が進められている一方で、施工の質が低い部分があると感じています。例えば平和通の歩道で、施工不良によりタイルが傷ついたり割れたりしている箇所が見受けられます。せっかく景観としてあれほどまでのものをつくっているため、美観的な処理について指導等ができるのであればしていただきたいです。質の悪い施工は景観を損なう一因となります。この点は非常に気になっています。

(事務局)

ありがとうございます。市道の歩道の工事等で、地下埋設物などを掘削した後の舗装復旧については、占用許可や使用許可の際に、関係課から施工業者に対して「景観上重要なエリアであるため、違和感のないよう現状復旧すること」を指導するよう伝えたいと思います。今後も関係課と協力して進めてまいります。

(会長)

その他ご意見ございますか。

無いようでしたら、周南市景観計画の改定に関する審議を終えたいと思います。

本日の議事は以上となります。

今までの議題に関わらず、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

事務局に 1 点お願いします。景観計画は永続的なものだと伺いましたが、できれば期間を区切った目標や、大まかなものでも構わないので、青写真のようなものを示していただける

と、委員としても想像しやすく、より活発な意見が出やすくなると思いますので、ご検討お願いします。

(事務局)

その点については、計画本編のPDCAサイクルの項に追記することを検討したいと思います。

(会長)

他に無いようでしたら、事務局に進行をお返しします。お願いします。

(事務局)

中川会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長期間にわたり、真摯なご審議をいただき、誠にありがとうございます。以上をもちまして、第11回周南市景観審議会を終了します。本日はありがとうございました。

閉会 11時20分